

事業評価書（事前）

事務事業名		保護施設通所事業
事務事業の概要	(1)目的	生活保護受給者の長期にわたる社会的入院を解消するとともに、住み慣れた地域で自立して在宅生活が送れるようにすること。
	(2)内容	病院から保護施設、保護施設から在宅生活につなげる一連の流れを構築するため、生活保護受給者に対し施設サービス機能の拡充等により、通所訓練指導や訪問生活指導などを行う施設を運営すること。
	(3)達成目標	<p style="text-align: center;">：予算額（案）： 677百万円</p> <p>生活保護受給者の社会的入院の解消： 年間受入数 1,100人 （参考）生活保護受給の入院患者数（H13.3 現在） 136,625人</p>
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕 生活保護受給者にとっても社会的入院は適切ではなく、本事業の実施により、在宅で生活し自立を促すことは極めて妥当である。</p> <p>〔公益性〕 公的扶助の中核をなす生活保護の受給者で社会的入院をしている者に対し在宅生活を促すことは公益的である。</p> <p>〔官民の役割分担〕 本事業では、運用方法や予算措置等は行政で行い、運営など実施にあたっては、主に社会福祉法人が行う。</p> <p>〔国と地方の役割分担〕 国は施策の実施にあたり考え方を示し、地方は日常生活を営むことが困難な生活保護受給者に対し援助するなど適切な役割分担を行う。</p> <p>〔民営化や外部委託の可否〕 保護施設については、一定の条件のもと社会福祉法人等において設置が可能である。</p> <p>〔緊急性の有無〕 生活保護受給者で約1割強の者が入院しており、また、保護施設の定員は満杯状況にあり、本事業により施設機能を活性化するなど緊急性は高い。</p> <p>〔他の類似施策（他省庁分を含む）〕 生活に困窮している者に援助等を行う施設は保護施設が担っており、他の社会福祉施設が行う事業とは違いがある。</p>
	(2)有効性	<p>〔これまで達成された効果（継続事業） 今後見込まれる効果〕 生活保護受給者が、地域で継続して在宅生活をするためには、的確な施設サービス機能を生かした本事業は有効な支援となる。</p>
	(3)効率性	<p>〔手段の適正性〕 本事業は、病院から保護施設、保護施設から在宅といった一連の流れを生活保護制度のなかで一体的に運営するものであり、総合的かつ効率的で手段の適正性は高い。</p>
	(4)その他 （公平性・優先性 など）	なし
関連事務事業		なし
特記事項		救護施設退所者等自立生活援助事業の組替え（13' 予算額 16,078千円）
主管課 及び関係課		（主管課）社会・援護局保護課